

金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について

政治資金規正法上、収入又は支出は、金銭、物品に限らず、財産上の利益の收受又は供与と定義されている。したがって、金銭以外のものによる収入又は支出（例えば事務所等の無償提供を受けた場合）については、これを時価で見積もった金額を計上する必要があるが、このような実際に現金の動きを伴わない収支を計上する際の会計上の処理について、分かりにくく煩雑であり、また、収支の状況を的確に表しているとはいえないのではないかとの指摘がある。

（政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（平成23年3月））

○ 検討すべき事項

金銭以外のものによる収入又は支出があった場合、会計上の便宜的処理として支出簿又は収入簿に、当該収入又は支出と同額を計上することとする取扱いは、煩雑であり、また会計責任者等の理解を得られにくく、事務負担軽減を求める意見も多く寄せられている。

また、金銭以外のものによる収入又は支出を計上する場合には、同額の支出又は収入を便宜上計上することになることから、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘もある。

○ 検討の方向性

政治団体の収支のすべてを公開する政治資金規正法の趣旨からすると、金銭を伴わない収支についても会計帳簿や収支報告書に記載することが必要であり、特に寄附については総額に対する規制が存在することからも、重要であると考えられる。

一方、金銭を伴わない収支を計上する場合の上記会計上の便宜的処理は煩雑であり、理解が得られにくいこともあり、収支の状況をよりの確に表す観点から、今後例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとの記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当である。

これまでの議論

平成23年度第6回委員会においては、以下の例について、収入及び支出の記載欄を金銭を伴うものと伴わないものに分け、金銭を伴わないものは便宜上の収支の計上を要しないものとした場合の具体的な記載方法について検討し、その際のメリットと論点・課題について検討を進めた。

- ① 労務の無償提供を受けた場合
- ② ソファアを寄附した場合
- ③ 前払式電子マネー（E d yカード）を使用した場合
- ④ S u i c aを使用した場合
- ⑤ クレジットカードを使用した場合
- ⑥ E T Cカードを使用した場合

※①② →平成25年度第1回委員会資料 F（2）金銭を伴わない収入または支出の記載方法

③④ →同（3）前払式証票による支出の記載方法

⑤⑥ →同（4）後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法

金銭を伴わない収入及び支出の様式を作ると、便宜上の収入又は支出を計上する必要がなくなるため、国民にとって分かりやすい収支報告書になり、かつ、会計責任者の事務負担を軽減する方向に進むことも考えられるが、一方で、

- ・ ④⑤⑥の一部について認められている簡易な記載の考え方との関係をどのように整理するか
- ・ 寄附の量的制限に抵触していないかどうかの確認が煩雑にならないか
- ・ 会計帳簿の記載をどのようにするか
- ・ 国会議員関係政治団体以外の政治団体にも影響することをどのように考えるか

等の課題が示されたところである。

これに対して、各委員からは以下のような意見が示された。

- ・ 現金の動きが全くない①②と、時間的なずれはあっても現金の動きがある③④⑤⑥は区別して議論すべきではないか。また、後者の一部については既に簡易な記載を認めているところであり、あえて新たな仕組みを作る必要はないのではないか。
- ・ 金銭を伴わない収支の記載欄を分けることにより、それらを収支報告書に記載しなければならないという認識が高まるのではないか。

検討

前払式証票及び後払式証票による支出（上記③～⑥）については、既に簡易な記載が認められる場合を委員会見解として示したところであり、あえて新たな仕組みを設ける必要はないと考えられることから、議論の対象は上記①②に絞り込まれる。その上で、金銭を伴わない収支の記載欄を分けることとした場合の収支報告書の様式の具体的な改正の一例を示し、その際の課題等について整理する。

〈検討に当たっての留意事項〉

公職選挙法における収入及び支出の定義は、承諾及び約束を含むこと等を除き、政治資金規正法と同一である。公職選挙法の選挙運動費用収支報告書においても、金銭によらない収入又は支出があった場合は、同額を支出又は収入に計上する取扱いであり、政治資金規正法上の取扱いのみを変更すると齟齬が生じることになる（取扱いに齟齬が生じるのは適当ではないと考えられるが、一方で、仮に公職選挙法における支出の考え方を变える場合、支出制限に影響するという問題が発生する。）。

〈改正様式のイメージ（例）の考え方〉

○収支の状況（第7号様式その2）【変更】

- ・ 収支の総括表において、金銭による収入及び支出の記載欄・金銭以外による収入及び支出の記載欄を新たに設け、各々の金額を明らかにするとともに、翌年への繰越額の計算式は金銭による収入から金銭による支出を差し引いたものとする。翌年への繰越額には影響させないようにする。
- ・ 寄附の記載欄に、金銭以外によるものの欄を追加し、個人からのもの、法人からのもの、政治団体からのものに分けて記載することとする。既存の寄附の記載欄には金銭によるもののみを計上する。
- ・ いずれも既存の様式への記載欄の追加であり、金銭による収支についてはこれまでの記載要領に準ずる。

○寄附の内訳（同その7、その7の2）【変更、追加】

- ・ 金銭以外による寄附を計上する様式については、新たな様式の追加ではあるが、その構成は既存の様式その7と同様であり、記載要領は既存の様式に準ずる。
- ・ 個人からの寄附、法人その他の団体からの寄附及び政治団体からの寄附に分類し、それぞれ別葉とする必要がある。

○支出の総括表（同その13）【変更】

- ・ 支出の総括表において、金銭以外による支出として、経常経費及び政治活動費の記載欄を新たに設け、その各々の金額を明らかにしつつ、既存の支出の記載欄には金銭によるもののみを計上する。
- ・ 既存の様式への記載欄の追加であり、金銭による支出についてはこれまでの記載要領に準ずる。

○経常経費（人件費を除く。）の内訳（同その14、14の2）【変更、追加】

○政治活動費の内訳（同その15、15の2）【変更、追加】

○本部又は支部に対して供与した金銭以外による支出（同その16の2）【追加】

- ・ 金銭以外による支出を計上する様式については、新たな様式の追加ではあるが、その構成は既存の様式と同様であり、記載要領は既存の様式に準ずる。
- ・ それぞれ、記載要領に示された基準により分類し、別葉とする必要がある。

〈検討すべき課題〉

- ・ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとにまとめて記載することとされているが、新たに様式その7の2を作成することにより、同一の者が金銭による寄附と金銭によらない寄附の両方を行っている場合、それぞれの様式に分かれて記載されることとなるため、寄附の量的制限に該当しないことを把握しづらくなるのではないか。
- ・ その14の2、その15の2、その16の2の様式を追加することにより、同一の政治団体へ金銭による寄附と金銭によらない寄附の両方を行っている場合、それぞれに分けて記載することとなるため、本様式を追加することにより、同一の政治団体への寄附の量的制限に該当しないことを把握しづらくなるのではないか。
- ・ 金銭による収支と金銭以外による収支を区分して記載することとするのであれば、金銭以外による収支の様式を追加するだけでなく、金銭以外による収支を含まない旨が明らかになるよう既存の様式についても改正する必要があるのではないか。
- ・ 要旨公表の範囲も変更する必要がある。

- ・ 様式の変更を行う場合、政治資金関係申請・届出オンラインシステム及び収支報告書作成ソフトの改修も必要となる。また、独自のシステムを運用している政治団体も存在すると考えられるが、様式の変更に伴うシステム改修に生じる負担について、理解を得られるのか。
- ・ 前払式・後払式証票による支出のうち一定の条件を満たしたものについては簡便な記載を認めているが、それ以外のものについては、現行どおり便宜上の収入の計上を求めることとするか、又は金銭の動きを伴わない支出について、新たに作成する金銭以外による支出の様式に記載することとするか。前者の場合、収支両建ての会計処理が一部に残ることとなるが、このような処理を残すことは新たな様式の考え方と矛盾してしまうことをどのように考えるか。また、後者の場合、同じ前払式又は後払式証票による支出であっても、簡易記載が認められる場合については従来の様式に、認められない場合については金銭以外による支出の様式に記載することとなり、会計責任者にとってかえって煩雑なものとならないか。

このように、政治団体からの要望に基づき当委員会より収支報告書の記載方法に係る基本的方針として見解を示し、既に取り扱いが定着しつつある簡易記載について、新たな様式を作成することを契機に、改めて当該取扱いの妥当性を問われることにつながるのではないか（理論的には、簡易記載は過渡的な措置として、新しい様式の導入に伴い廃止するという整理もあり得ると考えられるが、その場合政治団体に大きな混乱をもたらす恐れがあるのではないか。）。

- ・ 会計帳簿についても、金銭による収支と金銭以外による収支で記載欄を分ける必要があるのではないか。
- ・ 収支報告書の様式については、昭和50年以降大幅な様式改正は行われていない。また、国会議員関係政治団体だけでなく、すべての政治団体に関することであり、影響が大きいことをどのように考えるか。
- ・ 現在の収入総額・支出総額の考え方で昭和51年から統計をとっており、今回の考え方を採用した場合には、収入総額・支出総額が減少し、これらの統計の連続性が途絶えてしまうことをどのように考えるか。
- ・ 金銭以外による収支の記載方法については、今回示した金銭による収支と金銭以外による収支を分けて記載する方法のほか、まずは現行どおり金銭による収支と金銭以外による収支をあわせて既存の様式に記載し、金銭以外による収支を後から控除する方法などいくつかの方法が考えられるが、いずれにしても会計責任者にとって事務負担の増

加となるのではないか。

〈参照条文〉

公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）

（収入、寄附及び支出の定義）

第一百七十九条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

2 （略）

3 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

4 （略）

政治資金規正法（昭和二十三年七月二十九日法律第百九十四号）

第四条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

2～4 （略）

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。